

平成26年度 東京都立葛飾商業高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月30日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを許さない学校づくり

(2) いじめられた生徒を守る。

(3) 学校全体で組織的に取り組む。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

2 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ問題への対応について中核的な役割を果たすもので、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応などの取組を検討・実施する。

イ 所掌事項

- いじめ防止等の取組内容、年間計画の作成
- いじめに関する相談・通報
- いじめの調査と把握、いじめの判断、情報収集と対応の検討、指導の実施
- いじめ事案の対応・決定・報告

ウ 会議

- 学期に1回いじめの調査実施、いじめ防止に関する計画と取組への評価
- いじめと疑われる情報があった場合、情報の収集と対応の検討及び指導の実施

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、生活指導部部員、養護教諭、スクールカウンセラ

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- 問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを進めるために設置する。
- 学校いじめ対策委員会を専門的知見をもって助言・支援する機能を持ち、学校におけるいじめ問題への対応の充実の一助とする。

イ 所掌事項

- 指導目標の設定と指導計画の作成
- 生徒の情報の収集および生徒状況の把握
- 問題行動等の情報共有と対応
- 対象生徒及び保護者への迅速な対応
- スクールカウンセラーによる個人面談の実施

ウ 会議

- 年 3 回開催し、定期的な問題行動等の情報共有と問題行動への効果的対応、未然防止に関する取組と評価
- いじめの疑いがあった場合、緊急に会議を開催し情報を収集し、迅速な対応を実施

エ 委員構成

校長、副校長、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、経営企画室長、保護者代表、同窓会代表、近隣中学校長、地域住民、保護司、民生委員・児童委員、子ども支援総合センター職員、警察署署員、消防署署員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめや人権に関する講話・映画鑑賞等を実施する。

ウ 学校行事、部活動、ホームルーム活動を充実させ、帰属意識を育てる。

エ 面談の定期的実施とスクールカウンセラーの活用等により教育相談体制の充実を図る。

オ 学校サポートチームとの連絡会の開催

カ 学校評価による検証と基本方針の見直し

(2) 早期発見のための取組

- ア スクールカウンセラーによる面接計画と実施
- イ スクールカウンセラーと学級担任、教科担任、養護教諭が連携し、生徒の変化を把握する。
- ウ いじめ実態調査の実施によるいじめに関する情報の収集
- エ 年3回の特別面談・面談等により把握した生徒の情報共有
- オ 登校時指導や校内巡回により把握した生徒観察の情報の共有
- カ 東京都教育委員会の学校非公式サイトを活用し、ネット監視とネット上のいじめを把握する。

(3) 早期対応のための取組

- ア 学校全体による組織的な対応
- イ 速やかな対応策の検討・実施し、いじめをやめさせ、その再発を防止するために組織的な対応を行う
- ウ 加害の生徒に対して事態に対する反省や被害の生徒や関係する生徒集団との関係修復及び抱える問題などいじめの背景にも目を向け、組織的・継続的な観察・指導等を実施
- エ 加害の生徒の保護者に学校と連携した事態解決への協力を得るとともに継続的な助言の実施
- オ 被害の生徒やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用した心のケア
- カ 被害の生徒及び情報を提供した生徒が安心して教育を受けられる環境確保のため、必要に応じて加害生徒の別室指導等の処置をとる。
- キ 被害生徒の保護者に事態の状況及び対応を説明し、理解を得る。また、継続的に支援を実施
- ク 学校サポートチームを通じた関連機関等との情報共有

(4) 重大事態への対処

- ア 東京都教育委員会及び東部学校経営支援センターへの報告と連携
- イ 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ウ 被害の生徒及び情報を提供した生徒に対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- エ 被害の生徒に対する緊急避難措置の検討・実施
- オ スクールカウンセラーやアドバイザースタッフ等を活用した心のケアと落ち着いた学校生活を送るための支援や適切な学習に関しての支援等の実施
- カ 加害の生徒への懲戒や出席停止の検討及びいじめを繰り返さないように指導・支援の実施
- キ 警察への相談や児童相談所等との連携
- ク いじめ対策緊急保護者会の開催

5 教職員研修計画

- (1) 情報交換会を年3回実施し、生徒の情報を共有する。
- (2) 年1回以上の事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、実践力の向上を図る。
- (3) 医師、心理、福祉の専門家及び学校教育に係る学識経験者等による研修を実施し、専門的知識の向上及び資質の向上を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等を通じて、スクールカウンセラーへの相談や教育相談への相談方法の周知
- (2) P T A役員会・保護者会等での保護者への啓発活動の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームや学校運営連絡協議会を活用
- (2) 警察と連携し、心身や財産に被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合は対応をする。

- (3) 福祉関係機関と連携し、家庭での養育に関する助言を行う。
- (4) 医療機関と連携し、精神保健に関する相談や精神症状に関する治療についての助言を行う。
- (5) いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。
- (6) 校外における生徒の状況を把握するため、民生委員、保護司、子ども総合センター・児童相談所の職員や地域住民と連絡をとれる体制を構築する。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年1回、生徒、保護者、教職員、地域及び学校運営連絡協議会委員に学校評価アンケートを実施する
- (2) 質問項目は、「学校は、いじめをなくすために積極的に取り組んでいますか」とする。
- (3) 評価結果を基にいじめへの取り組み状況や達成状況を確認し、基本方針等について見直しを行い、迅速かつ適切な対応について検討し、改善を図る。
- (4) 必要に応じて、次年度の目標設定や年間計画等の修正を行い、改善を図る。